

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 28 年 1 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権に基づく手当額の減額
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町児童手当事務処理規則第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町児童手当事務処理規則第 16 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町児童手当事務処理規則 (職権に基づく額改定の処理)</p> <p>第 16 条 町長は、省令第 3 条第 1 項の額改定届又は同条第 2 項の額改定届 (施設等受給者用) の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、一般受給者の場合は様式第 8 号を用いて、額改定通知書を、施設等受給者の場合は様式第 9 号を用いて、額改定通知書 (施設等受給者用) を、当該手当の支給を受けている者 (以下「受給者」という。) に通知するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 28 年 1 月 1 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 28 年 1 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権に基づく手当の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町児童手当事務処理規則第 19 条第 2 項・第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町児童手当事務処理規則第 19 条第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町児童手当事務処理規則 (受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅) 第 19 条 略</p> <p>2 町長は、省令第 7 条第 1 項の受給事由消滅届又は同条第 2 項の受給事由消滅届 (施設等受給者用) の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者の場合は様式第 10 号を用いて、支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第 11 号を用いて、支給事由消滅通知書 (施設等受給者用) を、当該受給者に通知するものとする。</p> <p>3 町長は、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 24 条の規定による転出届の届出があったとき (その届出に係る書面に同法第 29 条の 2 の規定による附記がなされたときに限る。) は、前項の規定の例により処理するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 28 年 1 月 1 日